平成２９年（フ）第２７号
大分市高城西町３番７号
債務者　中村由里子
1　決定年月日時　平成29年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第８１号
大分市大字森町501番地の３（センチュリーコート・アズ202）
債務者　髙井良キミヱ
1　決定年月日時　平成29年５月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１００号
宮崎県宮崎市大坪東１丁目18番13号
債務者　都原希代子
1　決定年月日時　平成29年５月２日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１０５号
宮崎市希望ケ丘２丁目23番16号
債務者　永野　慶子
1　決定年月日時　平成29年５月２日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１１３号
宮崎市吉村町西田甲649番地７　ダブルドアズ702号
債務者　鮫島　良康
1　決定年月日時　平成29年５月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第５９号
兵庫県明石市二見町東二見12番地の２、前住所兵庫県明石市大久保町西島140番地の８
債務者　東　　幸代
1　決定年月日時　平成29年５月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第１８号
兵庫県宍粟市山崎町段202番地１　ピセアリー段201号
債務者　大岩　麻美
1　決定年月日時　平成29年５月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２９年（フ）第６８号
佐賀県小城市牛津町上砥川533番地12　キャメルハウスⅠ　101号、破産申立時の住所佐賀市開成５丁目３番16―303号
債務者　高木慎一郎
1　決定年月日時　平成29年５月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２５号
鹿児島県鹿屋市川東町8035番地２
債務者　有村　政満
1　決定年月日時　平成29年５月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２９年（フ）第２６号
鹿児島県肝属郡肝付町前田904番地１
債務者　田川　澄雄
1　決定年月日時　平成29年５月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２９年（フ）第３０３号
神戸市兵庫区芦原通２丁目１番８号南マンション204号
債務者　鵜木　浩美
1　決定年月日時　平成29年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１３号
熊本県八代市本野町118番地２、前住所熊本県宇城市小川町新田1410番地８
債務者　中島　達也
1　決定年月日時　平成29年５月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２９年（フ）第１８２号
千葉県柏市西原５丁目10番８号
債務者　松川　泰明
1　決定年月日時　平成29年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第１８５７号
名古屋市西区堀越２丁目９番11号
債務者　水野　美恵
1　決定年月日時　平成29年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３７５号
愛知県小牧市小木２丁目352番地　エトワール裕紀101号
債務者　吉川　博史
1　決定年月日時　平成29年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３７６号
愛知県小牧市小木２丁目352番地　エトワール裕紀101号
債務者　吉川美由紀
1　決定年月日時　平成29年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部